

法令 No.1 目的, 定義

第 58 回 (2013 年)

問 1 放射線障害防止法の目的に関する次の文章の [A] ~ [D] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「この法律は、原子力基本法の本質にのっとり、放射性同位元素の使用、[A]、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「[B]」という。）の [C] その他の取扱いを [D] することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」

| | A | B | C | D |
|---|--------|--------|----|----|
| 1 | 販売, 賃貸 | 放射性廃棄物 | 処理 | 制限 |
| 2 | 保管, 運搬 | 放射化物 | 廃棄 | 制限 |
| 3 | 販売, 賃貸 | 放射性汚染物 | 廃棄 | 規制 |
| 4 | 保管, 運搬 | 放射性汚染物 | 廃棄 | 規制 |
| 5 | 販売, 賃貸 | 放射化物 | 処理 | 規制 |

問 2 用語の定義に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線施設とは、「使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設」をいう。
- B 作業室とは、「密封されていない放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物で密封されていないものの詰替えをする室」をいう。
- C 汚染検査室とは、「人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。
- D 廃棄作業室とは、「放射性同位元素等を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化（固型化するための処理を含む。）する作業を行う室」をいう。

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて